

子ども医療費助成制度のお知らせ

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

8月1日から、小学4年生から中学3年生までの全てのお子さんの医療費が助成されます。

(7月まで)				(8月から)			
	就学前	小学1年～ 小学3年	小学4年～ 中学3年		就学前	小学1年～ 小学3年	小学4年～ 中学3年
通院	○	○	△	通院	○	○	○
入院	○	○	△	入院	○	○	○

小学生、中学生の子ども医療費は全額助成ではありません。

支払っていただいた保険適用分の自己負担額から下記の金額を差し引いた金額を助成します。

通院費：1医療機関・診療科(薬局を除く)ごとに、1カ月500円

入院費：1医療機関ごとに1日500円(ただし、8日以上入院の場合は、一律1カ月4,000円)

小学4年生から中学3年生までの保護者の方は、助成を受けるために申請が必要です。

該当者には、4月中旬に申請書を送付しますので、申請書が届きましたら、申請をしてください。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方には、申請書は送付しません。

- (1) 重度心身障害者(児)医療費助成を受けている方(黄緑色の受給者証)
- (2) 母子家庭等医療費助成を受けている方(黄色の受給者証)
 - (1)(2)の受給者証をお使いの方は、引き続きお持ちの受給者証をお使いください。
- (3) 小学3年生までのお子さんで、子ども医療費助成を受けている方(白色の受給者証)
 - (3)の受給者証をお使いの方は、資格が自動更新されます。新しい受給者証は、7月下旬頃に交付します。

提出物 子ども医療費受給資格認定申請書、お子さんの健康保険証の写し、
振込先の通帳の写し(支店名が記入されているページ)

提出先 町民税務課、今庄総合事務所、河野総合事務所

受給者証の交付時期

受給者証は7月下旬に交付します。交付された受給者証は、8月1日から使用できます。

男女共同参画推進キャッチコピー募集！

男女共同参画を推進するため、親しみやすいキャッチコピーを募集します。

- **募集内容** 南越前町の男女共同参画推進をテーマとし、町民の融和をイメージしたシンプルなキャッチコピー(12文字以内で、漢字、ひらがな、カタカナのいずれでも可能)
- **応募資格** 町民または町内に勤務する方
- **応募上の注意**
 - 応募1通につき1作品とし、一人何点でも応募可能です。
 - 作品は、自作かつ未発表のものに限ります。
 - 応募作品は返却いたしません。
 - 採用作品における全ての権利は南越前町に帰属します。
- **応募期間** 4月1日から4月30日まで
- **応募方法** 所定の用紙に必要事項を記入し、教育委員会へ提出ください(FAXやメールによる提出も可能です)。用紙は、教育委員会および教育委員会今庄事務所、教育委員会河野事務所に備え付けてあります。また町ホームページからもダウンロードできます。

■問合せ 教育委員会 TEL 47-8005 FAX 47-7010